

令和7年度湖南省市シティプロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度湖南省市シティプロモーション業務委託

2 目的

湖南省市では、「第二次湖南省市総合計画」におけるまちの将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」を実現するため、本市の魅力を市内外に発信する方策を実施している。

本業務は、ふるさと納税制度等を活用し、事業者支援等、シティプロモーションを強化することにより、特色あるふるさとづくりや産業の振興を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 業務内容

受託者は、事業の目的を達成するため、企画提案した内容について担当課と協議し、その結果を反映した上で以下の業務を行うものとする。

(1) 事業者支援業務

- ① 社会のニーズや市場のトレンドを捉え、受託者が有する独自のノウハウやアイデアを駆使し、効果を最大限発揮する事業者支援を実施すること。
- ② 本業務の目的を達成するために、市ならではの魅力を高める返礼品及び返礼品提供事業者をセレクトまたは募集する等の方法により、生産者・事業者と交渉し、商品選定や開発を行う等、事業者等のマネジメント支援を行うこと。
- ③ 市の魅力を効果的に発信し、地場産品の振興に寄与する返礼品の企画提案、新規返礼品の開拓及び既存返礼品のブラッシュアップを実施し市に提案する等、マネジメント支援を行うこと。

(2) 国スポ来場者イベント支援業務

- ① 国スポ来場者を対象に地場産品の振興に寄与する返礼品（グルメ・特産物や話題の商品等）をPRし、物販ブース等を設置すること。なお、出店者との協議等により必要があれば食品衛生法営業許可申請や露店等の開設届に係る手続業務等の届出を行うこと。
- ② 出店者との調整やイベントに使用する机等の機材（テントを除く）、備品を調達し、会場への搬出入、設置及び撤去を行うこと。なお、企画を決定する段階で、追加、変更

が生じる場合がある。また、大幅に変更等が生じる場合には別途協議すること。

※ブース仕様について（参考）

ブース面積：テント3張り（1張りあたり幅約6m×奥行約5m）

ブースでの出展者数：5社程度（1張りに2社を想定）

詳細については国スポ主催者及び会場管理者との協議により決定。

（3）独自提案業務

本市の魅力を広く発信し、返礼品等の効果的な手法の提案や、受注者が有するノウハウやアイデアを駆使した効果的なプロモーションを提案し、実施すること。

5 業務の実施体制等

受託者は、企画提案した内容について本市と協議し、その結果を反映した上で業務全体の詳細を記した業務計画書を作成すること。

なお、作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに本市へ報告すること。

（1）業務の実施体制・体制要件

- ① 円滑なコミュニケーションと迅速な対応ができること。
- ② 本業務を遂行させるために十分な業務実施体制を確保した上、業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、責任体制を明確にし、全社的対応を図ること。業務ごとに、必要な知識及び経験を有するものを担当させること。
- ③ 体制を変更する必要が生じた場合には、事前に変更内容を記載した書面をもって本市に報告すること。なお、担当者の変更が生ずる場合には、業務に支障をきたさないよう配慮すること。

（2）実施スケジュールの留意事項

国スポ来場者イベント支援業務については、国スポが開催される令和7年9月29日（月）から10月1日（水）まで（各日10時から15時まで）の3日間で実施すること。

また、令和7年9月～12月を集中プロモーション期間とし、付随的にふるさと納税のポータルサイトに掲載されている返礼品等への訴求性を高める実施スケジュールとすること。

（3）再委託

本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に委託先の情報、業務範囲等を記載した書面を提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 会議の開催・記録

各業務の実施に当たっては企画調整～進捗状況等の確認のための協議をする。

進捗状況確認協議の打合せ記録簿は、受託者が2部作成し、本市と受託者の双方確認の上、保管する。

6 提出書類

- ① 着手届
- ② 主任技術者通知書・経歴書
- ③ 担当技術者通知書・経歴書
- ④ 業務工程表
- ⑤ 業務計画書
- ⑥ 打合せ記録簿
- ⑦ 完了届
- ⑧ 目的物引渡書
- ⑨ その他、本市が指示するもの

7 検収・納品

(1) 検収

本市の検査完了をもって、検収とする。検収日等日程については協議の上、決定する。

(2) 納品

本仕様書により作成された成果物は、完成次第速やかに本市へ提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

- ① 本仕様に基づく成果物一式・・・紙媒体一式及びデータ（ファイル形式は別途協議）
1部
- ② 報告書・・・紙媒体一式及びデータ（ファイル形式は別途協議） 1部
 - ・各業務実績報告書
 - ・効果検証（方策まとめ）結果報告書
- ③ 打合せ記録簿

※その他、ふるさと納税の広告に要した経費の内訳等、必要に応じて本市が求める資料の作成等に協力すること。

8 その他

(1) 全般

- ① 受託者は、本業務に関して、必要に応じて助言等を行い、また助言を求められた

場合には、速やかに対応し、本市の必要とする内容を充足した業務を行うこと。

- ② 受託者が行う提案や報告は全て書面をもって実施し、内容について本市の承認を得ること。

(2) 契約不適合責任について

- ① 受託者は、本市に対して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。
- ② 受託者は、本納品物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、前項の定めに関わらず、本市が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ③ 本市は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、受託者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し又は修補に代え、もしくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- ④ 本市は、受託者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約を解除することができる。

(3) 著作権について

- ① 本契約における納入物の著作権及び二次的著作物の著作権は本市に帰属するものとする。また、本市はこれら納入物について、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに任意に開示できるものとする。なお、受託者は本市に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ② ただし、本業務における納品物のうち、従来受託者等が著作権を有しているものについては、受託者等に権利留保されるものとする。この場合においても、本業務の目的の範囲に限り、本市は受託者等に権利留保された著作物を自由に複製、改変等及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。
- ③ 納入する物件に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承認を得ることとし、本市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(4) 法令の遵守について

受託者は、作業の実施に際しては、本市から情報セキュリティポリシー及び関係法令の趣旨の説明を受け、受注業務を適切に履行しなければならない。

(5) その他

- ① 受託者は、必要に応じ、上記以外の本市の提示する規定等に従い作業を実施するものとする。
- ② 本仕様書に明示されていない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じたときは、速やかに本市と協議し、承諾を得て行うものとする。

以 上